

平成18年9月13日

氷見市長 堂 故 茂 様

氷見市行政改革推進市民懇話会
会 長 前 田 利 寛

「氷見市集中改革プラン」の策定に向けて

氷見市行政改革推進市民懇話会において、「氷見市集中改革プラン」の策定にあたり、市が取り組むべき事項等について検討を行い、以下のとおり、提言をとりまとめましたので報告します。

I 提言にあたって

氷見市行政改革推進市民懇話会は、市長の依頼を受け、氷見市集中改革プランの策定に向けて、市政改革の方向性等についての検討を進めてまいりました。

これまで3回の全体会議のほか、行財政健全化部会、補助金等審査部会の2部会を精力的に開催し、議論を重ねてまいりました。

平成15年3月、氷見市は、当面合併をせずに、単独で市政を進めていく方向を打ち出しました。その後、行財政健全化緊急プログラムに基づき、簡素で効率的な行政を目指し、厳しい歳出削減努力を続けてまいりました。

しかしながら、国・地方を通じて財政環境は依然厳しい状況にあり、加えて、少子高齢化や都市部への人口集中が進み、都市と地方の地域格差が益々拡大しています。

こうした中、市の財政は、過去の借入金の償還がピークを迎える今後数年間に最も苦しい時期に差し掛かることから、市民の間からは、市の財政を危惧する声も聞かれます。

いまこそ、市の生き残りをかけて、全市民が一緒になって考え、将来に展望が持てる市政運営を図っていかねばなりません。

集中改革プランの策定にあたっては、この提言の趣旨をお汲み取りいただき、危機感を持って対処され、市民のための改革を早期に実行に移されるよう強く要望いたします。

II 集中改革プランの基本的な方針について

市から提案された「氷見市集中改革プランの基本的な方針（案）」の内容について検討を行った結果は、次のとおりです。

1 策定の趣旨について

市の提案内容

氷見市は、平成15年3月、市町村合併問題について、市民懇話会や市議会での真剣な議論や検討を踏まえ、早急な合併は行わず、当面単独市政を続けることを選択しました。

その後、平成15年度から18年度までを集中行財政改革期間と定め、財源不足の解消や定員の適正化などの数値目標を掲げ、持続可能な簡素で効率的な行政体を目指した「行財政健全化緊急プログラム」に取り組んできました。

これまでのところ、人件費の抑制措置や投資的経費の圧縮などの取組みにより、計画期間中の4年間で約58億円に上ると予想された財源不足は概ね解消が図られるなど、現行プログラムはほぼ目標どおり達成できる見込みとなっています。

しかしながら、国・地方を通じて財政環境は依然厳しい状況にあり、国は、基礎的財政収支の黒字化に向けて歳出・歳入一体改革を進めるとしており、地方財政についても、人件費の削減や地方単独事業の抑制等歳出の削減を強く求めています。

また、地方交付税については、現行法定率を堅持し、安定的な財政運営に必要な税や交付税等の一般財源総額を確保するとしている一方、人口や面積等を基本に算定方法を簡素化する新型交付税の導入が打ち出されるなど、市にとって最大の財源である地方交付税が今後減額となる事態も想定しておく必要があります。

加えて、市では、過去の借入金の返済が平成19・20年度にピークを迎えるほか、高齢化の進展に伴う介護・保健・医療等関係経費の増加、更には市民病院の経営及び今後の方向等を考えると、市財政はこれから最も厳しい時期を迎えることとなります。

このため、平成19年度から21年度までを計画期間とする「氷見市集中改革プラン」を策定し、行政の規模と質を経営体力に見合ったものに改め、歳入と歳出のバランスのとれた持続可能な行政体を目指します。

市民懇話会の意見

上記の提案内容を了承します。

2 改革の視点（基本的な考え方）について

市の提案内容

財政収支見通し（平成18年度ベースによる改革前の試算25頁参照）によれば、計画期間中の歳出見込額は歳入見込額を上回っており、収支不足（歳入歳出要調整額）が生じることが見込まれています。

当面予想される厳しい局面を乗り越え、市の将来展望が拓けるよう、集中改革プランでは、以下の4点を改革の視点として、市政全般にわたる改革に取り組み、財政調整基金等も活用しながら、収支の乖離を段階的に解消し、財政収支の均衡を目指します。

(1) 単年度収支の均衡

持続可能な行政体となるためには、歳入に見合った歳出構造へと転換を図る必要があります。固定化し、増大する財政需要を大胆に見直し、税や交付税などの一般財源収入額との乖離を縮小して、単年度収支の均衡を図っていかねばなりません。

集中改革プランでは、人件費や投資的経費の更なる抑制をはじめ、歳出構造の聖域なきスリム化を図り、財政調整基金等により補てんする額を段階的に縮減して、平成21年度での収支均衡を目指します。

(2) 財政基盤の強化

単年度収支の均衡を図り、持続可能な行政体となるためには、歳出構造を見直すとともに、市税等の収入の増加を図り、財政基盤を強化する必要があります。

集中改革プランでは、収支の改善を図る一方で、市の将来展望が拓けるよう、氷見の持つ良さを発揮して交流人口の拡大を図るとともに、企業誘致や起業支援による雇用の増加、北大町市有地の活用による地域の活性化等を通じて、市税等の収入の増加につながる施策を効果的に展開し、財政基盤の強化に努めます。

(3) 施策・事業の重点化

持続可能な行政体として将来展望を確かなものとしていくためには、人口構造や社会経済情勢の変化にあわせ、病院や学校などの将来の財政需要を予測し、新たなニーズに対応できるよう必要な財源を生み出していく必要があります。

集中改革プランでは、施策・事業の重要度や優先度を峻別し、財源及び人員の配分について、市民の安全・安心のまちづくりや少子化対策、地域の活性化

などの分野にシフトし、重点化を図ります。

(4) 市民と市の協働によるまちづくりの推進

これからの地域経営は、「地域が自ら行う」、「地域と行政が相互に協力して行う」、「行政が主体となって行う」の3要素をバランスよく取り入れ、市民と市の協働によるまちづくりを推進する必要があります。

集中改革プランでは、退職後の団塊世代が地域で活躍できる場を確保する観点からも、「地域のことは地域で考えて実行する地域住民のネットワークづくり」を支援し、地域と連携して、元気でいきいきと暮らすことのできる地域社会を目指します。

また、個人や民間事業者・NPO等が持っている創意工夫、サービス提供の能力を最大限に活用するため、市民パートナーによる行政への参画や、民間主体による効率的で効果的なサービス提供体制づくりを目指します。

市民懇話会の意見

上記の提案内容を概ね了承し、以下の2点について付言します。

○ 定住人口の確保について

氷見にはすばらしい自然や食文化など他にはない魅力や宝物が数多くあります。この貴重な資源を国内外に広く情報発信し、アピールすることが大切です。

また、利便性・快適性といった居住環境の向上、若者の雇用の場の創出、構造改革特区を活用した氷見にしかない少子化対策の実施など、定住環境の整備に向けて思い切った施策を導入し、交流人口のみならず、定住人口の確保に努める必要があります。

○ 市民と市の協働によるまちづくりの推進について

市民と市の協働によるまちづくりを進めるにあたって、ボランティア意識の醸成が重要となりますが、住民に協力を求めるばかりでなく、市職員が率先して地域の活動に参画し、お互いに協力し合って、より良い地域社会づくりに貢献することが大切です。

3 財政健全化に向けた取組み（主な改革方針）について

市の提案内容

計画期間中に見込まれる収支不足（歳入歳出要調整額）を段階的に解消し、財政収支の均衡を図るため、集中改革プランにおいて取り組む主な改革方針（実現の可能性を含めて検討するものを含む。）は、次のとおりです。

(1) 公共施設及び事務事業の再編・整理等

教育環境の向上等サービス水準の確保を図りつつ、行政が担うべき役割と責任を十分に見極め、公共施設及び事務事業の再編・整理、廃止・統合を進め、限られた財源及び人員の重点的・効果的な配分に努めます。

- 公共施設等の再編・統廃合の推進
 - 小・中学校の中・長期的な将来計画の策定
 - 小規模保育所の統合（民営化）検討
 - 海浜植物園のあり方の検討
 - 就業改善センターの廃止及び売却検討
 - 阿尾森林公園の廃止検討
- 事務事業の再編・整理、廃止・統合
 - 事務事業評価や業務の仕分けの活用等による事務事業の見直し
 - 当初予算編成時の枠配分による総額抑制の強化
- 人件費の抑制（→ 後述（4）定員管理及び給与の適正化）
- 扶助費の抑制
 - 市単独事業の見直し
 - 所得制限及び自己負担の導入等負担の適正化検討
- 公債費の抑制
 - 新規借入の抑制
 - 縁故債等の借り換えによる公債費負担の平準化
 - 低利債への借り換えによる公債費負担の軽減
- 投資的経費の抑制
 - 投資的経費総額の抑制
 - コストの縮減や特定目的基金の活用等による事業量の確保
 - 公共投資の重点化による事業の廃止・休止の検討
 - 地域住民自らが実行する手法の定着化、対象事業の拡大
 - P F I 手法の導入検討
- 繰出金の抑制（→ 後述（5）公営企業等の経営健全化）

- 物件費、維持補修費、補助費等の抑制
 - 一元管理による業務の効率化検討
 - 内部管理経費の極力抑制
 - 臨時・パート職員の配置見直し
 - ごみ処理等広域連携による業務の効率化の推進
 - 補助金等交付基準に基づく補助金・負担金のチェックの徹底
 - 財政援助団体等の自立化促進

(2) 民間委託・民営化等の推進

「民間でできることは民間で」を基本に、行政運営の効率化やサービス水準の向上につながるものは、積極的に民間委託や民営化等を推進します。

- 施設管理運営の民営化
 - 公立保育所民営化等実行計画（平成17年9月）の推進
- 業務の民間委託
 - 公用車運転管理業務の民間委託推進
 - 道路パトロール・簡易補修業務の民間委託推進
 - 給食調理業務のパート化及び民間委託検討
 - 学校用務員業務のパート化及び民間委託検討
- 指定管理者制度の導入拡大の検討
 - 直営施設の指定管理者化の検討
- 市場化テストなど規制改革による業務の民間開放の検討
 - 戸籍・住民票等市民課窓口業務の民間委託検討
 - 市税等徴収業務の一括民間委託検討

(3) 組織・機構の見直し

社会経済情勢の変化に対応しつつ政策目的の達成を図るため、組織・機構の見直しを行い、簡素で効率的な行政組織を目指します。

- 平成19年4月機構改革の検討
 - 第7次総合計画後期実施計画の推進体制整備
 - 組織・機構のスリム化
 - 業務の一元化検討（道路、生活排水、治山、治水、花・みどり、公園管理など）
 - 災害時等危機管理体制の強化
- 審議会等附属機関の見直し検討

(4) 定員管理及び給与の適正化

市民の安心・安全対策や地方分権に伴う事務移譲、新たなまちづくり施策など、マンパワーが求められる部門の充実強化に適切に対応しつつ、民間委託等の推進や臨時職員の活用等により新規採用を抑制して、総定員の削減に努めます。

給与構造改革を着実に実施し、給与水準の適正化に努めるとともに、能力・実績を重視した人事評価制度を確立し、任用等の処遇への活用を図ります。

■ 定員管理適正化計画（平成17年度～21年度）の推進

- 総定員の削減（5.1%以上の減員）
- 新規職員採用の抑制
- 勸奨退職の募集等による新陳代謝の促進
- 専門職員の活用検討（地籍調査業務、情報システム管理など）
- 公募による臨時職員、人材派遣等の活用
- 病院改革プログラムの推進に伴う技能労務職員の配置の見直し

■ 給与水準の適正化

- 平成18年給与構造改革に係る経過措置等の適正実施
- 市長、助役、教育長の給与の10%削減継続（H15.4～）
- 管理職手当の見直し検討（定額化など）及び10%削減継続（H15.10～）
- 特殊勤務手当の見直し
- 時間外勤務の縮減

■ 能力・実績を重視した人事評価制度の確立

- 人事評価制度の段階的導入

■ 少数精鋭を目指した職員の能力開発

- 多様な研修の実施による職員の意識改革、スキルアップ

(5) 公営企業等の経営健全化

病院事業について、市との連携・協力の下、自主・自立の病院運営を基本に経営改革を進め、新病院建設の見通しを明らかにします。

上水道・下水道事業について、民間委託等による効率化を進め、収支の改善を図ります。

■ 病院事業の経営健全化 ～病院改革プログラムの推進～

- 医師・看護師などマンパワーの確保
- 勤労者支援外来の実施
- 経営状況や業績に見合った給与制度の導入
- 業務目標の設定と各診療科の連携の強化

- 専門診療科目の設置、健診機能の強化
- コスト意識の徹底と業務におけるムダ・ムリ・ムラの排除
- 定員管理及び給与の適正化の推進
- 現業部門の民間委託・パート化の推進
- 病院事業管理者給与の10%削減継続（H15.10～）
- 院内保育の実施など就労環境の整備
- 新病院構想の実現
- 上水道事業の経営健全化
 - 未加入世帯の加入促進
 - 維持管理業務の民間委託推進
 - 県との受水協定の見直し検討
 - 定員管理及び給与の適正化の推進
- 下水道事業の経営健全化
 - 未加入世帯の加入促進
 - 維持管理業務の包括的民間委託の実施
 - 下水道使用料の見直し検討
 - 事業完了地区汚水枘設置事業の廃止検討
 - 新規地区下水道建設事業の休止検討
 - 合併浄化槽の普及促進
 - 定員管理及び給与の適正化の推進
- 国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業の見直し
 - 国民健康保険税及び介護保険料に係る受益と負担の適正化検討
 - PPK（健康で長寿を全うすること）の推進による保険給付費の抑制
 - 定員管理及び給与の適正化の推進

(6) 行政経営システムの見直し

市民と市の協働によるまちづくりの推進、透明で開かれた市政の推進、情報化の推進等に努め、市民サービスの向上と行政運営の簡素化・効率化を図ります。

- 市民と市の協働によるまちづくりの推進
 - 地域のネットワークづくりの推進
 - ボランティアグループ・NPO等による活動の活性化推進
 - 地域自治振興交付金制度（仮称）の創設検討
 - 市民パートナー（仮称）による市政参画の推進
 - パブリックコメントやネットモニター等の活用による市政参画の推進

- ゼロ予算事業の検討
- 透明で開かれた市政の推進
 - 情報の公開及び個人情報の適正管理（継続）
 - 入札・契約方式の見直し検討（条件付一般競争入札、複数年契約など）
 - 入札予定価格の事前公表（H18～建設工事 130 万円以上・調査委託業務 50 万円以上、継続）
 - 主要財政指標及び定員・給与等の状況の公表（継続）
- 情報化の推進
 - 情報化、システム化による行政サービスの向上と事務の効率化の推進
 - 市民がわかりやすく使いやすいホームページづくり
 - 各種届出・申請手続等の簡素化、電子化の推進

(7) 市税等収入の確保

交流人口の拡大を図るまちづくり、企業誘致・起業支援による雇用の増加、北大町市有地の活用による地域の活性化等、市税等収入の増加につながる施策を効果的に展開し、財政基盤の強化を図ります。

市民に不公平感や不満を感じさせないよう、公平な負担や課税に努めるとともに、市税の収納率向上、滞納額の解消を図ります。

- 新たな税源等の涵養
 - 観光の振興等による交流人口の拡大
 - 企業誘致・起業支援の推進、新規雇用の増加
 - 住宅立地の促進
 - 北大町市有地の活用
 - 構造改革特区の活用
- 市税収納率の向上
 - 市税現年課税分収納率 98%以上の確保
 - 新規滞納発生の抑制
 - 滞納整理の強化
 - 県民税直接徴収の実施
 - 収納方法の多様化（マルチペイメントシステム）の検討
- その他の収入の確保
 - 特定目的基金等（教育文化・社会福祉事業振興・土地開発など）の有効活用
 - 未利用財産の売却及び有効活用の検討
 - 法定外公共物の売却

- 出資財産の売却検討
- ホームページ、広報紙、封筒、納付書、市有地、公共施設等における有料広告の検討

(8) 受益者負担の適正化

行政サービスを低下させずに財政収支の均衡を図り、かつ多様化・高度化する市民のニーズに応えていくためには、行政サービスに係る経費に応じて負担の公平化を図る必要があります。無料のものも含めて、受益者負担のあり方を見直し、適正化を図ります。

■ 行政サービスに係る負担のあり方の見直し

- 受益者負担全般に係るあり方の検討
- 家庭ごみの有料化の検討
- 事業系ごみ処理手数料の見直し検討

市民懇話会の意見

上記の提案内容を概ね了承し、以下の2点について付言します。

○ 自主・自立の市民病院の運営について

市民病院が、市民に信頼される地域の中核病院として、良質かつ安心できる医療を持続的・安定的に提供していくためには、これを支える経営基盤の確立が大前提であり、職員一人ひとりが、医療人としての自覚と誇りの下、経営参画意識を持って行動し、より良い病院運営に貢献しなければなりません。

公立病院といえども企業であり、本来、受益者負担によって運営される施設であることから、より効率性・採算性を重視した病院経営と病院管理体制の強化を図り、収支の均衡を確保する必要があります。

自主・自立の病院経営改革を徹底され、不良債務を発生させない経営体質を早急に確立されるよう強く求めます。

○ 議会改革について

市議会においては、平成18年施行の一般選挙から市議会議員の定数を4名減員されるなど努力をされているところですが、当面市の財政が最も苦しい時期を迎えることを斟酌いただき、更なる改革案を市民に示していただくよう望むものであります。

4 プランの達成目標（改革後に目指す姿）について

市の提案内容

財政健全化に向けた取組み等を通じて、計画期間中に達成を目指す数値目標等は、概ね次のとおりです。

(1) 財政収支の改善

目標①：平成21年度一般会計決算における収支の均衡（改革後の財政収支見直し）

目標②：新たな税源等自主財源の確保（歳入増加目標）

目標③：歳出構造のスリム化（歳出削減目標）

(2) 定員管理の適正化

目標①：総定員の抑制（平成22年4月1日現在の総職員数、平成17年4月1日比較の減員率）

目標②：定員管理の適正度（市民1,000人当たりの普通会計職員数）

(3) 公債費負担の適正化

目標①：債務総額の圧縮（公営企業等を含む市債及び債務負担行為等の現在高）

目標②：将来負担の健全度（市民1人当たりの普通会計市債現在高）

目標③：将来負担の健全度（実質公債費比率）

(4) 公共施設及び事務事業の再編・整理等

目標①：事務事業の再編・整理等の見直し（件数、効果額）

目標②：施設の再編・整理等の見直し（件数、効果額）

(5) 民間委託・民営化等（指定管理者を含む）の推進

目標①：施設の民間委託・民営化等の見直し（件数、効果額）

目標②：業務の民間委託化等の見直し（件数、効果額）

(6) 自主・自立の病院経営

目標①：累積不良債務の解消

目標②：新たな不良債務を発生させない経営体質の確立

目標③：新病院構想の実現

- (7) 都市のにぎわいづくり、産業基盤の充実・強化
目標①：北大町市有地の活用等による新都市拠点づくり
目標②：観光の振興等による交流人口の拡大（市内宿泊客数の増加）
目標③：製造業・サービス業等の立地による雇用の増加、市税収入の向上
目標④：農林水産業の振興による出荷額の向上
- (8) 市民との協働によるまちづくりの推進
目標①：市民パートナー（仮称）等の市政への参画者数
目標②：地域住民のネットワークづくり
- (9) 行政サービスに係る負担のあり方の見直し
目標①：行政サービスに係る負担のあり方の見直し（件数、効果額）

市民懇話会の意見

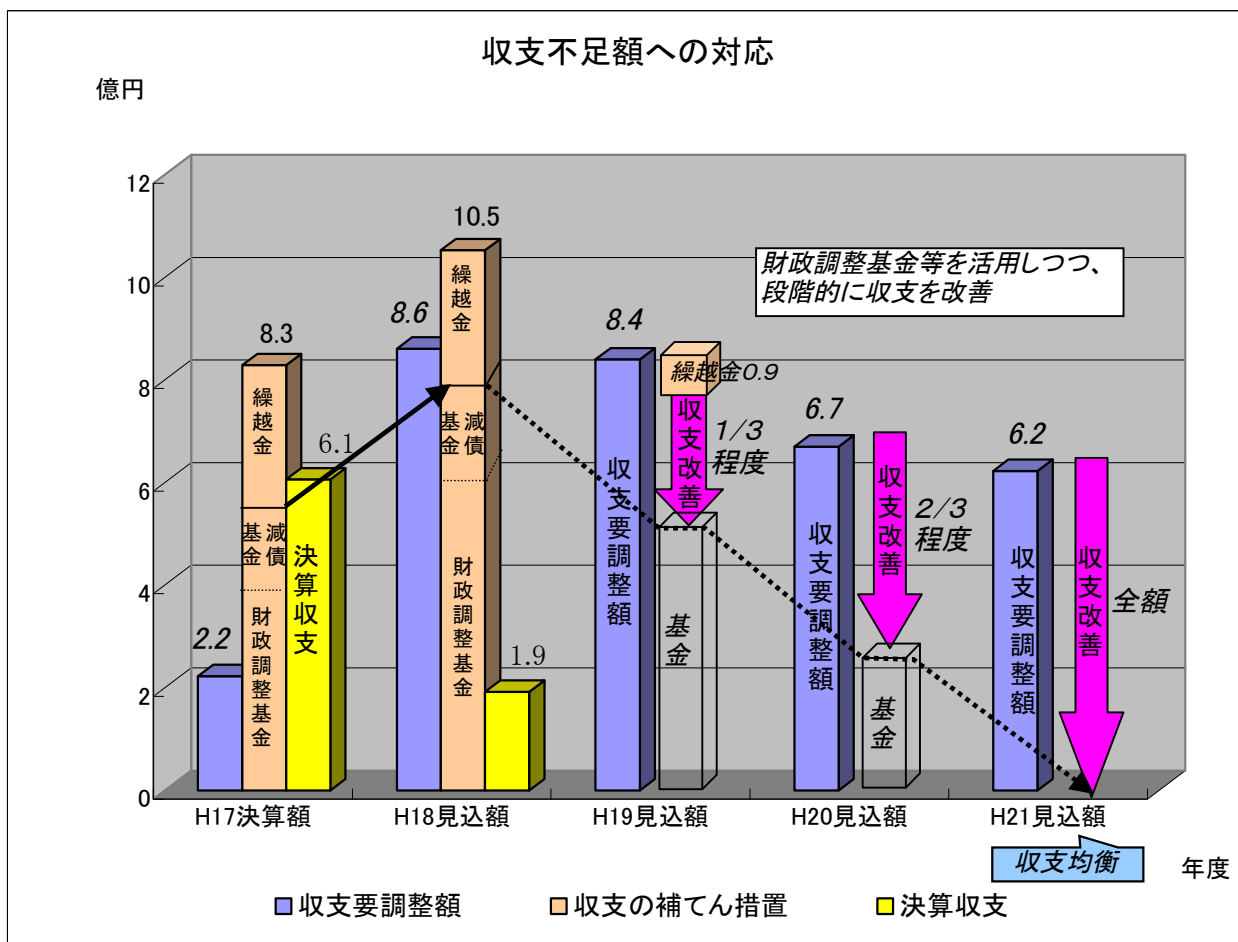
集中改革プランの達成目標を明確にして、市民にわかりやすい行財政改革を計画的に推進するため、目標設定の考え方について、次のとおり提案します。

(1) 収支不足の解消の考え方

① 平成21年度の収支均衡と財政調整基金の活用

市債の償還がピークを迎える平成19年度、20年度は収支の乖離が大きく、これを一挙に解消することは極めて困難であり、市民生活に及ぼす影響も懸念されることから、次頁の図に示したように、平成21年度の収支均衡に向けて、財政調整基金等を活用しつつ、段階的に解消を図られるよう提案します。

収支改善目標額の考え方は、概ね次頁の表に掲げるとおり、平成21年度の収支要調整額6.2億円を基準に、平成19年度がその1/3程度の2.1億円、平成20年度が同2/3程度の4.2億円、平成21年度が同全額の6.2億円とし、3年間の合計で12.5億円の解消を目指します。また、残りの8.8億円は財政調整基金等により補てんするものとします。



■ 一般会計収支不足見込額への対応

(億円)

区 分	H17 決算額	H18 見込額	H19 見込額	H20 見込額	H21 見込額	H19～21 合計額
収支要調整額	2.2	8.6	8.4	6.7	6.2	21.3
収支改善目標額	—	—	2.1	4.2	6.2	12.5
収支の補てん措置	8.3	10.5	6.3	2.5	0	8.8
前年度からの繰越金 (1/2)	2.8	3.0	0.9	0	0	0.9
財政調整基金からの繰り入れ	4.0	6.0	5.4	2.5	0	7.9
減債基金からの繰り入れ	1.5	1.5	0	0	0	0
決算収支	6.1	1.9	0	0	0	0

② 歳入の増加目標

歳入の増加目標を概ね次の表に掲げるとおり3.4億円程度とし、以下の取組みを講じられるよう提案します。

[歳入の増加目標]

(億円)

区 分	主な取り組み	目標額
市税	市税収納率の向上、新たな税源の確保など	1.2
地方交付税		0.0
譲与税、交付金		0.0
その他の収入	未利用財産の売却、受益者負担の見直しなど	2.2
歳入増加目標額合計		3.4

■ 市税

現年課税分の収納率が、平成15年度97.9%、16年度97.5%、17年度97.5%と交付税算定の基準となる98%を下回っていることから、収納対策の強化や振替納税の推進に努め、収納率98%以上を確保する。

併せて、税源移譲により、市が取り扱う税額が増加することから、滞納の発生防止に努めるとともに、滞納整理を強化して滞納額の解消を図り、公平な負担の確保に努める。

また、持続可能な行政体となるには財政基盤の強化が不可欠であることから、企業の立地促進や定住・交流人口の増加を図り、新たな税源の確保に努める。

■ 地方交付税及び譲与税・交付金

都市と地方の格差を是正し、財政力の弱い地域においても、住民生活に必要なサービスを行うための財源が安定的に確保されるよう、全国市長会等を通じ、強く国に働きかける。

■ その他の収入

未利用遊休財産の売却・貸付や出資財産の売却等により、財源の確保に努める。

使用料・手数料等の受益者負担全般について、行政サービスに係る経費と受益のバランスを見定め、近隣自治体との均衡に配慮しつつ、適正化を図る。

家庭ごみ収集の有料化及び持込手数料の改定については、氷見市環境審議会の答申（平成18年8月9日）のとおり、平成19年4月の実施に向けて、周知・啓発に努め、市民の理解と協力を求める。

③ 歳出の削減目標

歳出の削減目標を、概ね次の表に掲げるとおり9.1億円程度とし、以下の取組みを講じられるよう提案します。

[歳出の削減目標]

(億円)

区 分	主な取り組み	目標額
人件費	民間委託・民営化の推進、臨時職員の活用等による総定員の削減、給与水準の適正化など	△3.3
扶助費	市単独事業の見直しなど	△0.2
公債費	低利債等への借り換え、新規借入の抑制など	△0.5
投資的経費	一般財源投入額の抑制、重点化、コスト縮減・特定目的基金活用等による事業量の確保など	△3.0
繰出金	自主・自立の病院経営改革、下水道投資の抑制、民間委託による効率化、受益者負担の見直し、保険給付費の抑制など	△0.6
物件費・維持補修費・補助費等	公共施設及び事務事業の再編・整理等、業務の効率化、内部管理経費の極力抑制など	△1.5
歳出削減目標額合計		△9.1

なお、歳出の削減はこの目標を限度とすることなく、可能な限り、これを上回る歳出の削減ができるよう一層の努力を求めます。

■ 人件費

定員管理適正化計画（平成17～21年度）に掲げる5.1%以上の減員目標の上積みを図り、人件費の抑制に努める。（→後述（2）定員管理適正化の考え方 17頁参照）

特に、保育や現業部門は、民間が十分なノウハウを有していることから、民営化や民間委託を急ぐべき分野であり、計画期間中、保育士や調理員・用務員等の新規採用を原則行わない。

また、業務委託や臨時職員の活用等により代替可能な部門については、勧奨退職を募り、新陳代謝を促進する。

給与水準については、国・県及び近隣自治体との均衡だけでなく、市の財政状況や市内企業の実態等を考慮し、適正化に努めるとともに、能力・実績主義による人事給与制度を早期に導入する。

■ 扶助費

米寿祝品など必要性や効果の薄い市単独事業を見直すとともに、所得に応じた負担や給付を検討する。

■ 公債費

新規借入の抑制に努めるとともに、借り換えによる負担の軽減及び平準化に努める。

■ 投資的経費

病院改築や広域圏ごみ処理施設などの新たな財政需要が別途見込まれることから、施策・事業の重点化を図るとともに、PFI手法の導入による事業コストの削減や特定目的基金の活用などの創意工夫により事業量の確保に努め、現行緊急プログラムで年間10億円程度とした一般財源投入額を3年間合わせて3億円程度更に縮減する。

■ 繰出金

自主・自立の病院経営改革を徹底し、原則基準外の繰出しを行わない。
合併浄化槽の普及を促進し、新規の下水道投資を厳に抑制する。
民間委託等による業務の効率化を進めるとともに、受益者負担の適正化を図る。
医療・介護に係る保険給付費の抑制に努める。

■ 物件費、維持補修費、補助費等

公共施設及び事務事業等の必要性や効果等を見極め、再編・整理、廃止・統合等を推進する。
民間委託や一元管理等による業務の効率化に努めるとともに、内部管理経費を極力抑制する。
補助金等交付基準に基づき、チェックを徹底し、補助金・負担金を見直す。

④ 改革後の財政収支見通し

以上の取組みにより、市の財政収支見通しは、概ね改革後の試算（26頁参照）のとおり、改善が図られる見込みです。

なお、財政収支見通しの試算の前提とした地方交付税制度等の諸条件に変化が生じた場合は、変化の度合いに応じて取組み内容を見直す必要があります。

(2) 定員管理の適正化の考え方

人件費の抑制を図るため、概ね次の表に掲げるとおり、平成22年4月1日現在の職員数を806人程度とし、現行の定員管理適正化計画を見直されるよう提案します。

なお、平成20年度以降の新規採用の考え方は、一般行政職（保健師・学芸員等を含む）については、業務委託や臨時職員の活用等により、前年度退職者の2/3程度の補充に止め、保育士及び調理員・用務員等の技能労務職につい

ては、民営化や民間委託等を推進して、原則補充を行わないこととします。また、消防職については原則補充、医療職については病院の経営状況等に応じて補充することとします。

■ 定員管理適正化計画の見直し (人, %)

区 分	H17.4.1 総職員数	5年間の予定		H22.4.1 総職員数	H17 ⇒ H22	
		退職	採用		増減数	増減率(%)
現行計画(a)	889	174	129	844	△45	△5.1
見直し後(b)	889	185	102	806	△83	△9.3
比較増減(b-a)	0	11	△27	△38	△38	△4.2

* 見直し後の退職予定者は平成18年7月1日現在の見込数。

■ 定員管理適正化計画見直し後の職員数の見込み (人, %)

区 分	H17.4.1 職員数	5年間の予定		H22.4.1 職員数	H17 ⇒ H22	
		退職	採用		増減数	増減率(%)
一般行政職	335	60	33	308	△27	△8.1
保育士	85	32	0	53	△32	△37.6
技能労務職	129	35	0	94	△35	△27.1
消防職	52	6	6	52	0	0.0
医療職	288	52	63	299	11	3.8
合 計	889	185	102	806	△83	△9.3

* 一般行政職には、保健師、栄養士、学芸員、司書等を含む。

これにより、市民1,000人当たりの普通会計職員数は、平成17年4月1日現在の9.09人から、平成22年4月1日現在では8.14人程度(△10.5%)となる見込みです。

* 平成22年4月1日現在の住民基本台帳登録人口を54,288人と想定。

(3) 公債費負担の適正化の考え方

公債費負担の適正化を図るため、普通会計の通常債新規借入を年間13億円程度(現行プログラムは16億円程度)に抑制し、市の債務総額を、概ね次の表に掲げるとおり、平成21年度末で550億円程度に圧縮されるよう提案します。

■ 市の債務総額の見込み

(億円, %)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H17 ⇒ H21	
						増減数	増減率(%)
年度末市債残高	581	566	546	536	530	△51	△8.8
うち普通会計	336	328	315	300	287	△49	△14.6
うち公営企業等	245	238	231	236	243	△2	△0.8
債務負担行為額	42	36	31	26	21	△21	△50.0
広域ごみ処理施設	0	0	0	0	2	2	皆増
債務総額の見込み	623	602	577	562	553	△70	△11.2

* 債務負担行為額は、債務が確定しているものの合計額（債務保証・損失補償に係る市の債務が不確定のものを除く。）であり、主なものは国営かんがい排水事業に係る負担金。H18以降、新規の債務負担行為（市債に準ずるもの）を見込んでいない。

これにより、市民1人当たりの普通会計市債現在高は、平成17年度末の60.1万円から、平成21年度末では52.9万円程度（△12.0%）となる見込みです。

* 平成22年4月1日現在の住民基本台帳登録人口を54,288人と想定

また、実質公債費比率（3ヵ年平均値）は、平成20年度から21年度にかけて、普通会計及び下水道特別会計の市債の償還がピークを迎えることに伴い、今後、上昇が避けられない見通しであり、平成17年度の16.9%から、ピークとなる平成21年度には19.8%程度となり、適正範囲とされる18%を下回るのは平成24年度頃と見込まれています。

◇ 実質公債費比率

実質公債費比率は、従来の起債制限比率とは異なり、下水道など公営企業債の返済に充てた繰出金や、複数の自治体で消防やごみ処理などの事業を行う一部事務組合の借入金なども含めて算定します。

この比率が、18%以上の団体は地方債の発行に際し県の許可が必要となり、25%以上の団体は一般単独事業債等の発行に制限を受けることになります。

(4), (5) 公共施設及び事務事業の再編・整理等、民間委託・民営化等の推進の
考え方

① 事務事業の再編・整理等について

すべての事務事業について、市民ニーズや事業効果等を見極め、再編・整

理、廃止・統合等を進め、真に必要とされるものに限られた財源及び人員の重点化を図る必要があります。

このため、再編・整理等を行う事務事業の計画期間中の達成目標として、毎年、事務事業数の5%以上の事業を見直しされるよう提案します。

* 平成18年度当初予算の事務事業数 約770事業

② 公共施設の再編・整理等及び民間委託・民営化等の推進について

公共施設（公の施設と公の施設以外の施設）の効率的・効果的な活用を図るため、管理のあり方や必要性等を検証し、用途変更や統合・廃止等を行うとともに、行政運営の効率化やサービス水準の向上が期待され、住民や利用者の理解と協力が得られるものについては、指定管理者制度の導入も含め、積極的に民間委託や民営化等を推進する必要があります。

市の公共施設191施設の管理運営について検討を行った結果は、次のとおりです。

ア 公共施設の状況

公共施設の中には、市民のライフスタイルの変化などにより、その役割を終えたものや、民間でも同様のサービスが提供されるなど、市が整備あるいは管理する必要性が薄らいでいるものがあります。

今年4月からスタートした指定管理者制度では、スケールメリットにより経費節減となったもの、あるいは利用実態に即した柔軟な運営がなされるなど、一定の成果を挙げているものもあります。

しかし、多くの施設においては、収益事業が見込めないこと、指定管理者の選定にあたって競争原理が働かないことなどから、当制度のメリットが十分に発揮されていないように見受けられます。

また、民営化・民間委託等が可能なもので市直営のものが散見されることや、地元管理とすれば、サービスの向上や地域活力の増大が見込まれるものもあり、行政から民間事業者へ、民間事業者から地元へと管理・運営をシフトさせる必要があります。

一方、施設の老朽化や採算性の問題などにより民間が参入できない施設については、行政が市民参画のもと、ソフト面での工夫等により、魅力の向上に努めることが大切であります。

そして、利用実態のないもの、有効活用の見込めないものについては、廃止を前提とした検討が必要です。

以下、具体的に公共施設について付言します。

イ 再編・整理等見直しの対象とする施設

保育所については、地域や利用者の理解と協力が得られる場合には、再編・整理の推進を検討すること。

阿尾森林公園、勤労青少年ホーム、農業活性化センターについては、廃止等を検討すること。

老人休養ホーム寿養荘、西部プールについては、将来的に廃止を検討すること。

小学校・中学校については、中・長期的な将来計画を策定し、適正配置を検討すること。

ニチューシーサイドクラブ、就業改善センターについては、売却を検討すること。

ウ 民営化の対象とする施設

保育所・地域子育てセンターについては、民営化によりサービス向上が見込まれ、安定的なサービスの継続が可能である場合に、民営化を推進すること。

市民農園、お休み処熊無、屋内健康広場、B & G海洋センター、市民プール・トレーニングセンターについては、民営化を検討すること。

エ 民間委託等見直しの対象とする施設

学校給食センターについては、業務全般を視野に民間委託に向け準備を検討すること。

リサイクルプラザについては、他の一般廃棄物処理施設に準じ、直営部門の民間委託化を検討すること。

また、市民病院の給食業務、上水道施設の集中監視、下水道施設の維持管理等、民間になじむものから民間委託を推進すること。

自治振興会等が指定管理者となっている農林水産業研修施設(余川谷農業研修館ほか10施設)については、地区への移管を検討すること。

地域に密着した小規模の都市公園(藪田児童公園ほか47施設)については、地区への管理委託を検討すること。

図書館、博物館については、魅力の向上に努めるとともに、ソフトの質の確保に十分留意しつつ、より効率的で効果的な管理のあり方を検討すること。

地域文化の伝承基地であるひみ獅子舞ミュージアムについては、指定管理者制度の活用を含め民間活力の導入を検討すること。

海浜植物園については、その必要性を考慮しながら、活用方法等を検討すること。

オ 目標の達成について

上記の公共施設の再編・整理等及び民間委託・民営化等の推進にあたっては、個々の施設が持つ機能や特性に留意し、利用者へのサービス低下や、単なる負担の転嫁にならないよう十分に配慮し、関係者の理解と協力を得ることが大切です。

集中改革プラン計画期間中の達成目標として、5%以上の施設で見直しを行い、人件費を含めて1億4千万円以上の経費を節減されるよう提案します。

(6) 自主・自立の病院経営の考え方

自主・自立の市民病院の運営についての考え方は、前掲3（11頁）のとおりです。

(7), (8) 都市のにぎわいづくり、産業基盤の充実強化及び市民との協働によるまちづくりの推進の考え方

集中改革プランの重要な視点である、「財政基盤の強化」を図り、「市民との協働によるまちづくり」を推進するためには、定住・交流人口の拡大、都市のにぎわいづくり、産業基盤の充実・強化、地域住民のネットワークづくりといった施策を総合的かつ計画的に展開していかなければなりません。

このため、平成19年度からスタートする第7次総合計画後期実施計画との整合を図り、将来の氷見のかたちを創るビジョンを明確にされることを期待します。

(9) 行政サービスに係る負担のあり方の見直しの考え方

受益者負担のあり方の見直しについての考え方は、前掲4（その他の収入15頁）のとおりです。

5 プランの進行管理（改革の実現に向けて）について

市の提案内容

(1) プランの進行管理と結果の公表

集中改革プランを着実に推進するため、「氷見市行政改革推進本部」において、常に進行状況を点検し随時関係部局に指示するなどして進行管理を行うとともに、「氷見市行政改革推進市民懇話会」に実施状況を報告し、改革に対する意見、提言等を求めていきます。

また、市民の理解を深めるため、広報ひみ、市のホームページ、行政チャンネル等の情報媒体を通じて市民にわかりやすい形で実施状況を公表するとともに、広く市民の意見を求めていきます。

(2) プランの推進に当たって

ア 職員の意識改革、能力開発の推進

集中改革プランの推進に当たっては、市職員が自らの意識を変えていくことが重要となります。職員一人ひとりが市民へのサービス提供者であることを自覚し、生活者の目線に立って職務を遂行するとともに、社会経済情勢や民間企業等の現状を認識し、常にコスト意識を持ち、目標を定めて行動する必要があります。

また、市政の担い手として、市民の信頼と負託に応えていけるよう、自らの能力開発に努めなければなりません。

このため、目標による管理の手法を取り入れ仕事の進め方等の改善を図るほか、計画的な研修の実施や自己啓発に対する支援、民間企業との交流、市政の重要事項に関する情報や全国の先進事例に関する情報の共有化等を通じて、職員の意識改革や能力開発を促していきます。

イ 市民のコンセンサスづくり

改革を早期に具体化していくためには、市職員はもとより、市民、議会、関係団体等の理解と協力が重要となります。

このため、市民にわかりやすい財政情報等の提供を行うとともに、市長のまちかどトークや職員による出前講座など、あらゆる機会を活用し、市政に関する情報をオープンにすることにより、市民総ぐるみの改革としていけるよう、コンセンサスづくりに努めます。

市民懇話会の意見

上記の提案内容を概ね了承し、以下の点について付言します。

○ 市民のコンセンサスづくりについて

改革の推進にあたっては、市の財政状況や集中改革プランの内容を市民がよく理解し、危機感を共有化して、目標を達成するために努力する環境づくりが必要です。

市民にわかりやすい目標を掲げ、市民一人ひとりがそれぞれの立場で参画意識を持つことができるよう働きかけていくことが大切です。

○ 改革前の財政収支見直し

計画期間中の財政収支見直し ～平成18年度ベースによる改革前の試算～

■ 一般会計（国・県支出金等の特定財源を除く一般財源ベースでの収支）

(単位:百万円)

年度	H17 決算額	H18 見込額	H19 見込額	H20 見込額	H21 見込額	H19～21 合計	備考	H22 見込額	H23 見込額
市税	4,941	4,922	5,538	5,580	5,475	16,593		5,517	5,558
(個人市民税所得割)	(1,523)	(1,620)	(2,202)	(2,211)	(2,220)	(6,633)	H19税源移譲分等加算	(2,229)	(2,238)
(個人市民税均等割)	(66)	(77)	(76)	(75)	(74)	(225)		(73)	(72)
(法人市民税法人税割)	(154)	(146)	(149)	(152)	(155)	(456)		(158)	(161)
(法人市民税均等割)	(104)	(104)	(104)	(104)	(104)	(312)		(104)	(104)
(固定資産税)	(2,660)	(2,546)	(2,582)	(2,617)	(2,505)	(7,704)		(2,540)	(2,573)
(軽自動車税)	(107)	(109)	(108)	(107)	(106)	(321)		(105)	(104)
(市たばこ税)	(303)	(296)	(293)	(290)	(287)	(870)		(284)	(282)
(入湯税)	(24)	(24)	(24)	(24)	(24)	(72)		(24)	(24)
普通交付税	7,586	7,262	7,097	7,153	7,210	21,460	臨時財政対策債を含む	7,022	6,975
特別交付税	1,072	1,000	950	950	950	2,850		910	910
譲与税、交付金	1,341	1,534	1,100	1,122	1,144	3,366	H19所得譲与税廃止	1,167	1,190
その他の収入	129	110	73	73	73	219		73	73
歳入合計(A)	15,069	14,828	14,758	14,878	14,852	44,488		14,689	14,706
人件費	4,246	4,262	4,216	4,100	4,019	12,335	H18職員数で固定	3,892	3,800
扶助費	822	827	833	839	844	2,516		850	856
公債費	3,530	3,615	3,647	3,792	3,654	11,093	H20償還ピーク	3,642	3,628
投資的経費	978	995	1,000	1,000	1,000	3,000	一般財源10億円ベース	1,000	1,000
繰出金	3,098	3,330	3,347	3,257	3,338	9,942		3,127	3,085
(水道事業)	(157)	(196)	(163)	(153)	(150)	(466)		(16)	(16)
(病院事業)	(595)	(673)	(657)	(513)	(551)	(1,721)		(543)	(558)
(下水道事業)	(1,111)	(1,149)	(1,117)	(1,142)	(1,158)	(3,417)		(1,097)	(1,019)
(国保、老人医療、介護)	(1,233)	(1,312)	(1,410)	(1,449)	(1,479)	(4,338)		(1,471)	(1,492)
(その他)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		(0)	(0)
物件費、維持補修費、補助費等	2,598	2,620	2,490	2,490	2,570	7,550		2,670	2,870
減債基金積立金	20	40	65	70	50	185	ひみ市民債償還財源	25	0
歳出合計(B)	15,292	15,689	15,598	15,548	15,475	46,621		15,206	15,239
収支差引額(A-B)①	△ 223	△ 861	△ 840	△ 670	△ 623	△ 2,133		△ 517	△ 533
H19以降の累積収支			△ 840	△ 1,510	△ 2,133			△ 2,650	△ 3,183
前年度からの繰越金(1/2)②	279	303	96				1/2は財政調整基金に積立		
財政調整基金からの繰り入れ③	400	600	⇒ 今後の改革により、収支の乖離を段階的に解消し、平成21年度の収支均衡を目指す				財源補てんに係るもの		
減債基金からの繰り入れ④	150	150					財源補てんに係るもの		
その他の基金からの繰り入れ⑤	0	0					財源補てんに係るもの		
決算収支合計(①+②～⑤)	606	192							
財政調整基金残高	前年度末	1,493	1,372	1,079					
	当年度積立	279	307	99			法定(繰越金の1/2)及び利子の積立		
	当年度取崩	400	600				財源補てん		
	当年度末	1,372	1,079						
減債基金残高	前年度末	1,400	1,253	1,130	1,186	1,194		1,186	1,140
	当年度積立	21	44	69	74	54	市民債償還財源及び利子の積立	29	3
	当年度取崩	168	167	13	66	62	地域総合整備事業債、市民債償還	75	75
	当年度末	1,253	1,130	1,186	1,194	1,186		1,140	1,068
年度末市債現在高(億円)	336.3	327.6	314.9	300.4	287.1	臨時財政対策債を含む	273.0	259.4	
人口1人当たり市債現在高(万円)	60.1	59.0	57.1	54.9	52.9	通常債新規発行13億円程度	50.7	48.5	
年度末住民基本台帳人口(人)	55,970	55,545	55,122	54,704	54,288	H15～18年平均△0.76%により推計	53,875	53,466	

■ 試算の前提とした条件及び積算方法

<歳入>

市税	H18見込額×名目経済成長率2.0%×将来人口(生産年齢人口)の年平均増減率 定率減税廃止及び税源移譲による増収分をH19見込額に加算 H18見込額×将来人口(総人口)の年平均増減率 H18見込額×名目経済成長率2.0% H18見込額と同額 H18見込額を基準に評価替による影響額等を考慮 H18見込額×将来人口(生産年齢+65歳以上人口)の年平均増減率 H18見込額×将来人口(生産年齢+65歳以上人口)の年平均増減率 H18見込額と同額 現行制度を基本に骨太方針2006及び税源移譲による影響額等を考慮 現行制度を基本に合併支援措置に伴う配分額の減、上水道高料金対策の減等を考慮 所得譲与税はH19以降廃止、その他の譲与税等はH18見込額×名目経済成長率2.0% 減税補てん債は定率減税相当分の減額を考慮、その他の財産収入等はH18見込額と同額程度
(個人市民税所得割)	
(個人市民税均等割)	
(法人市民税法人税割)	
(法人市民税均等割)	
(固定資産税)	
(軽自動車税)	
(市たばこ税)	
(入湯税)	
普通交付税	
特別交付税	
譲与税、交付金	
その他の収入	

<歳出>

人件費	職員数をH18の485人で固定化し、退職に伴う新陳代謝を見込む H18給与構造改革による昇給抑制等の経過措置及び退職手当事務組合負担率の増を考慮 H18見込額×将来人口(65歳以上人口)の年平均増減率 借入条件は年利2.5%、H19以降の新規借入は通常債H18見込額13億円程度で積算 H18見込額と同額 現行繰出基準に基づき積算(H22高料金対策繰出の減) 現行繰出基準に基づき積算(不良債務解消及び増改築事業を含む) 現行繰出基準に基づき積算(下水道事業債の償還ピークはH21) 現行繰出基準に基づき積算 H18見込額を基準に高岡広域圏ごみ処理施設建設費負担金等を見込む ひみ市民債償還財源(5年満期一括償還)の積立
扶助費	
公債費	
投資的経費	
繰出金	
(水道事業)	
(病院事業)	
(下水道事業)	
(国保、老人医療、介護)	
(その他)	
物件費・維持補修費・補助費等	
減債基金積立金	

(参考) その他の基金の平成18年度末残高見込	24.0億円				
・土地開発基金	8.0億円	・地域農業振興基金	0.9億円	・「安部」人づくり基金	1.1億円
・ふるさとづくり基金	2.0億円	・水産業振興基金	0.03億円	・スポーツ振興基金	0.4億円
・社会福祉事業振興基金	4.9億円	・教育文化振興基金	6.4億円	・育英基金	0.3億円

<人口推計>

区分	総人口	増減率(%)	年少人口	増減率(%)	生産年齢人口	増減率(%)	65歳以上人口	増減率(%)
平成12年国勢調査	56,680	△ 3.6	7,457	△ 12.7	35,217	△ 7.5	14,003	14.9
平成17年国勢調査	54,493	△ 3.9	6,714	△ 10.0	33,070	△ 6.1	14,709	5.0
平成22年(推計)	51,827	△ 4.9	6,127	△ 8.7	30,470	△ 7.9	15,228	3.5

* 国立社会保障・人口問題研究所の市区町村別将来推計人口による。
 * 平成17年国勢調査は、総人口(速報値)以外公表されていないため、推計値の割合で年齢区分別人口を算出している。
 臨時財政対策債のH23末現在高は53.5億円程度となる見込み(H18以降毎年5.1億円の借入を想定)

○ 改革後の財政収支見通し

計画期間中の財政収支見通し ～平成18年度ベースによる改革前の試算～

■ 一般会計（国・県支出金等の特定財源を除く一般財源ベースでの収支）

年度	H17 決算額	H18 見込額	H19 見込額	H20 見込額	H21 見込額	H19～21 合計	備考
市税	4,941	4,922	5,538	5,580	5,475	16,593	
普通交付税	7,586	7,262	7,097	7,153	7,210	21,460	臨時財政対策債を含む
特別交付税	1,072	1,000	950	950	950	2,850	
譲与税、交付金	1,341	1,534	1,100	1,122	1,144	3,366	H19所得譲与税廃止
その他の収入	129	110	73	73	73	219	
歳入合計(A)	15,069	14,828	14,758	14,878	14,852	44,488	
人件費	4,246	4,262	4,216	4,100	4,019	12,335	H18職員数で固定
扶助費	822	827	833	839	844	2,516	
公債費	3,530	3,615	3,647	3,792	3,654	11,093	H20償還ピーク
投資的経費	978	995	1,000	1,000	1,000	3,000	一般財源10億円ベース
繰出金	3,098	3,330	3,347	3,257	3,338	9,942	
物件費、維持補修費、補助費等	2,598	2,620	2,490	2,490	2,570	7,550	
減債基金積立金	20	40	65	70	50	185	ひみ市民債償還財源
歳出合計(B)	15,292	15,689	15,598	15,548	15,475	46,621	
収支差引額(A-B) ①	△ 223	△ 861	△ 840	△ 670	△ 623	△ 2,133	
H19以降の累積収支			△ 840	△ 1,510	△ 2,133		

前年度からの繰越金(1/2) ②	279	303	96			1/2は財政調整基金に積立
財政調整基金からの繰り入れ ③	400	600				財源補てんに係るもの
減債基金からの繰り入れ ④	150	150				財源補てんに係るもの
その他の基金からの繰り入れ ⑤	0	0				財源補てんに係るもの
決算収支合計 (①+②～⑤)	606	192				

財政調整基金残高	前年度末	1,493	1,372	1,079			
	当年度積立	279	307	99			法定(繰越金の1/2)及び利子の積立
	当年度取崩	400	600				財源補てん
	当年度末	1,372	1,079				⇒ 財政調整基金により補てんする額を段階的に縮減
減債基金残高	前年度末	1,400	1,253	1,130	1,186	1,194	
	当年度積立	21	44	69	74	54	市民債償還財源及び利子の積立
	当年度取崩	168	167	13	66	62	地域総合整備事業債、市民債償還
	当年度末	1,253	1,130	1,186	1,194	1,186	

年度末市債現在高(億円)	336.3	327.6	314.9	300.4	287.1	臨時財政対策債を含む
人口1人当たり市債現在高(万円)	60.1	59.0	57.1	54.9	52.9	通常債新規発行13億円程度
年度末住民基本台帳人口(人)	55,970	55,545	55,122	54,704	54,288	H15～18年平均△0.76%により推計

計画期間中の財政収支見通し ～改革後の試算～

■ 一般会計（国・県支出金等の特定財源を除く一般財源ベースでの収支）

年度	H17 決算額	H18 見込額	H19 見込額	H20 見込額	H21 見込額	H19～21 合計	備考
市税	4,941	4,922	5,566	5,620	5,527	16,713	収納率up、税源確保等
普通交付税	7,586	7,262	7,097	7,153	7,210	21,460	
特別交付税	1,072	1,000	950	950	950	2,850	
譲与税、交付金	1,341	1,534	1,100	1,122	1,144	3,366	
その他の収入	129	110	141	128	174	443	受益者負担見直し等
歳入合計(A)	15,069	14,828	14,854	14,973	15,005	44,832	
人件費	4,246	4,262	4,203	3,980	3,825	12,008	定員削減等
扶助費	822	827	828	829	834	2,491	市単独事業見直し等
公債費	3,530	3,615	3,642	3,777	3,629	11,048	新規借入抑制、借換等
投資的経費	978	995	950	900	850	2,700	総額抑制、重点化等
繰出金	3,098	3,330	3,347	3,229	3,310	9,886	投資抑制、受益者負担見直し等
物件費、維持補修費、補助費等	2,598	2,620	2,453	2,435	2,507	7,395	施設・事務事業再編等
減債基金積立金	20	40	65	70	50	185	
歳出合計(B)	15,292	15,689	15,488	15,220	15,005	45,713	
収支差引額(A-B) ①	△ 223	△ 861	△ 634	△ 247	0	△ 881	平成21年度収支均衡
H19以降の累積収支			△ 634	△ 881	△ 881		

前年度からの繰越金(1/2) ②	279	303	96	0	0	1/2は財政調整基金に積立
財政調整基金からの繰り入れ ③	400	600	538	247	0	財源補てんに係るもの
減債基金からの繰り入れ ④	150	150	0	0	0	財源補てんに係るもの
その他の基金からの繰り入れ ⑤	0	0	0	0	0	財源補てんに係るもの
決算収支合計 (①+②～⑤)	606	192	0	0	0	

財政調整基金残高	前年度末	1,493	1,372	1,079	640	395	
	当年度積立	279	307	99	2	1	法定(繰越金の1/2)及び利子の積立
	当年度取崩	400	600	538	247	0	財源補てん
	当年度末	1,372	1,079	640	395	396	
減債基金残高	前年度末	1,400	1,253	1,130	1,186	1,194	
	当年度積立	21	44	69	74	54	市民債償還財源及び利子の積立
	当年度取崩	168	167	13	66	62	地域総合整備事業債、市民債償還
	当年度末	1,253	1,130	1,186	1,194	1,186	

収支改善目標額の内訳

年度	H17 決算額	H18 見込額	H19 見込額	H20 見込額	H21 見込額	H19～21 合計	備考
市税			28	40	52	120	現年収納率98%、新たな税源確保等
その他の収入			68	55	101	224	受益者負担見直し、未利用財産売却等
歳入合計(A)			96	95	153	344	
人件費			△ 13	△ 120	△ 194	△ 327	定員削減、給与水準適正化等
扶助費			△ 5	△ 10	△ 10	△ 25	市単独事業見直し等
公債費			△ 5	△ 15	△ 25	△ 45	新規借入抑制、借換等
投資的経費			△ 50	△ 100	△ 150	△ 300	総額抑制、重点化等
繰出金				△ 28	△ 28	△ 56	投資抑制、受益者負担見直し等
物件費、維持補修費、補助費等			△ 37	△ 55	△ 63	△ 155	施設・事務事業再編等
歳出合計(B)			△ 110	△ 328	△ 470	△ 908	
収支差引額(A-B)			206	423	623	1,252	
H19以降の累積収支			206	629	1,252		

○ 附属資料

(1) 設置要綱

氷見市行政改革推進市民懇話会設置要綱

(設置)

第1条 市の発展と市民サービスの一層の向上を目指して、市民の幅広い意見を反映した簡素で効率的な行政を推進するため、「氷見市行政改革推進市民懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

(役割)

第2条 懇話会は、市長の求めに応じ、行政改革の実施及び推進に関し、必要な意見を述べ、又は提言を行う。

(組織)

第3条 懇話会は、30人程度の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 市政について優れた識見を有する者
- (2) 市内の各種団体等の代表者
- (3) 市内の民間企業等の代表者
- (4) 市内の労働関係団体の代表者
- (5) 市民から公募した者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、懇話会の運営を総理し、懇話会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、市長の求めにより会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が務める。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を市長に要請することができる。

(行財政健全化部会及び補助金等審査部会)

第7条 懇話会に、次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) 行財政健全化部会(以下「健全化部会」という。)

(2) 補助金等審査部会（以下「審査部会」という。）

- 2 部会は、会長が指名した委員により構成する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、委員の互選により選出する。
- 5 副部会長は、部会長が指名する。
- 6 健全化部会は、行財政の健全化のための方策について調査研究を行い、その結果を懇話会に報告する。
- 7 審査部会は、市が支出する補助金、負担金等について、環境の変化等に合わせて見直しを行い、その結果を懇話会に報告する。

（手当）

第8条 委員の手当は、無償とする。ただし、委員が会議に出席したときは、費用弁償として、日額1,700円を支払う。

（庶務）

第9条 懇話会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は会長が、部会の運営に関し必要な事項は部会長が、それぞれ定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿（敬称略、五十音順）

会 長	前田 利寛
副会長	森 節子
委 員	上野 隆子
	大橋 昇司
	荻野 恭一
	垣内 哲男
	釜口 清
	川上 修
	小堀 正夫
	澤武 勝弘
	嶋尾 正人

高峯 正岡
嵩尾 憲昭
竹岸 永泰
田中 英雄
茶谷 正清
辻本 勉
釣賀 節子
中谷 兼武
七尾 雅周
日名田正之
姫野 貞夫
干場 隆光
本川 由子
森 晨朗
屋敷 夕貴
藪田 雅彦
山岸 教男
山田 正人
以上 29 名

(3) 部会の構成（敬称略、五十音順）

■ 行財政健全化部会

会長が指名する委員 10 名

部会長 田中 英雄
副部会長 山田 正人
委員 上野 隆子
大橋 昇司
澤武 勝弘
竹岸 永泰
茶谷 正清
辻本 勉
本川 由子
森 晨朗

■ 補助金等審査部会

会長が指名する委員 5 名

部会長 嵩尾 憲昭
副部会長 垣内 哲男
委員 釣賀 節子
屋敷 夕貴
藪田 雅彦

(4) 会議等の開催状況

① 全体会議

会 議	日程及び会場	主な議題
第1回会議	7月3日(月) 午後4時 ふれあいスポーツセンター 会議室	行財政健全化緊急プログラム(H15～18)の総括、集中改革プランの策定(H19～21)
第2回会議	8月2日(水) 午後4時 ふれあいスポーツセンター 会議室	集中改革プランの基本的な方針(案)、計画期間中の財政収支見通し
第3回会議	9月1日(金) 午後4時 市庁舎5階会議室	行財政健全化部会長報告、補助金等審査部会長報告、質疑応答・意見交換、意見の取りまとめ

*全体会議の開催概要及び発言の要旨は市のホームページに掲載しています。

② 行財政健全化部会

- ・ 8月10日(木) 午後7時 市庁舎4階会議室
- ・ 8月21日(月) 午後7時 市庁舎4階会議室

③ 補助金等審査部会

- ・ 8月 8日(火) 午後6時 市庁舎4階会議室
- ・ 8月25日(金) 午後6時 市庁舎4階会議室